

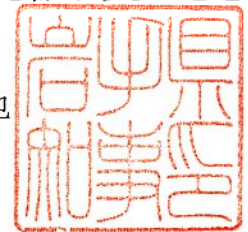
産業廃棄物処分量許可証

住 所 岩手県久慈市源道第13地割21番地

氏 名 株式会社中塚工務店 代表取締役 中塚 邦幸
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 8年 6月23日

許可の有効年月日 令和10年 7月23日

1. 事業の範囲

(1) 中間処理 (破碎処理)

取扱う産業廃棄物

- ・木くず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- ・がれき類

(2) 中間処理 (移動式破碎施設による破碎処理)

取扱う産業廃棄物

- ・廃プラスチック類
- ・木くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうちコンクリートくずに限る。）
- ・がれき類

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 破碎施設Ⅰ

- | | |
|-----------|--|
| ア 設置場所 | 岩手県久慈市枝成沢第18地割127番1 |
| イ 設置年月日 | 平成27年12月 2日 |
| ウ 処理能力 | ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうちガラスくず及び陶磁器くずに限る。）
66.4t/日 (8.3t/時間) |
| エ 設置許可年月日 | — (設置許可対象外施設) |
| オ 設置許可番号 | — (設置許可対象外施設) |

(以下、裏面記載)

カ 保管施設	別表のとおり
(2) 破碎施設Ⅱ	
ア 設置場所	
・ (固定式)	岩手県久慈市枝成沢第18地割127番1
・ (移動式)	盛岡市を除く岩手県内の排出事業場（駐機場：岩手県久慈市枝成沢第18地割127番1）
イ 設置年月日	令和 2年 8月31日
ウ 処理能力	がれき類 1,400t/日（175t/時間） ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうちコンクリートくずに限る。） 1,400t/日（175t/時間）
エ 設置許可年月日	令和 2年 3月 2日
オ 設置許可番号	第219082-8号
カ 保管施設	別表のとおり
(3) 破碎施設Ⅲ	
ア 設置場所	
・ (固定式)	岩手県久慈市枝成沢第18地割127番1
・ (移動式)	盛岡市を除く岩手県内の排出事業場（駐機場：岩手県久慈市枝成沢第18地割127番1）
イ 設置年月日	令和 2年 8月31日
ウ 処理能力	木くず 193.6t/日（24.2t/時間）
エ 設置許可年月日	令和 2年 3月 2日
オ 設置許可番号	第219082-10号
カ 保管施設	別表のとおり
(4) 破碎施設Ⅳ	
ア 設置場所	
・ (固定式)	岩手県久慈市枝成沢第18地割127番1
・ (移動式)	盛岡市を除く岩手県内の排出事業場（駐機場：岩手県久慈市枝成沢第18地割127番1）
イ 設置年月日	令和 2年 8月31日
ウ 処理能力	木くず 193.6t/日（24.2t/時間）
エ 設置許可年月日	令和 2年 3月 2日
オ 設置許可番号	第219082-11号
カ 保管施設	別表のとおり
(5) 破碎施設Ⅴ	
ア 設置場所	
・ (固定式)	岩手県久慈市枝成沢第18地割127番1
・ (移動式)	盛岡市を除く岩手県内の排出事業場（駐機場：岩手県久慈市枝成沢第18地割127番1）
イ 設置年月日	令和 3年 5月12日
ウ 処理能力	木くず 391.6t/日（48.95t/時間）
エ 設置許可年月日	令和 3年 4月27日
オ 設置許可番号	第121082-06号
カ 保管施設	別表のとおり
(6) 破碎施設Ⅵ	
ア 設置場所	
・ (固定式)	岩手県久慈市枝成沢第18地割127番1
・ (移動式)	盛岡市を除く岩手県内の排出事業場（駐機場：岩手県久慈市枝成沢第18地割127番1）

（以下、2枚目記載）





イ 設置年月日 令和 5 年 2 月 1 日
ウ 処理能力 ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず 1,400t／日（175t／時間）
がれき類 1,400t／日（175t／時間）

エ 設置許可年月日 令和 4 年 12 月 26 日
オ 設置許可番号 第 122082-11 号
カ 保管施設 別表のとおり

(7) 破碎施設Ⅶ

ア 設置場所 岩手県久慈市枝成沢第 18 地割 127 番 1
イ 設置年月日 令和 8 年 2 月 10 日
ウ 処理能力 金属くず 5.12t／日（0.64t／時間）
エ 設置許可年月日 ー（設置許可対象外施設）
オ 設置許可番号 ー（設置許可対象外施設）
カ 保管施設 別表のとおり

(8) 移動式破碎施設Ⅰ

ア 設置場所 盛岡市を除く岩手県内の排出事業場（駐機場：岩手県久慈市枝成沢第 18 地割 127 番 1）
イ 設置年月日 平成 24 年 8 月 20 日
ウ 処理能力 廃プラスチック類 39.2t／日（4.9t／時間）
エ 設置許可年月日 平成 24 年 7 月 31 日
オ 設置許可番号 第 112007-7 号

(9) 移動式破碎施設Ⅱ

ア 設置場所 盛岡市を除く岩手県内の排出事業場（駐機場：岩手県久慈市枝成沢第 18 地割 122 番 2 及び 127 番 1）
イ 設置年月日 令和 2 年 8 月 31 日
ウ 処理能力 木くず 120t／日（15t／時間）
エ 設置許可年月日 令和 2 年 3 月 2 日
オ 設置許可番号 第 219082-9 号
以下余白

3. 許可の条件

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 10 年 7 月 6 日 当初許可
平成 15 年 7 月 24 日 更新許可
平成 18 年 5 月 18 日 変更届出書受理（代表者を中塚佳男から変更したこと。）
平成 19 年 7 月 4 日 事業範囲の変更許可

- (1) 事業の範囲にガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうちコンクリートくずに限る。）、がれき類（アスファルト廃材、コンクリート廃材、瓦及びレンガの破片に限る。）の中間処理（破碎処理）を追加したこと。
- (2) 事業の範囲にガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうちコンクリートくずに限る。）、がれき類（瓦及びレンガの破片に限る。）の中間処理（移動式破碎施設による破碎処理）を追加したこと。

（以下、裏面記載）

平成20年 7月24日 更新許可
 平成21年 1月15日 事業範囲の変更許可
 (1) 事業の範囲に木くずの中間処理（破碎処理）を追加したこと。
 (2) 事業の範囲に木くずの中間処理（移動式破碎施設による破碎処理）を追加したこと。
 平成21年 3月 5日 変更届出書受理（木くずの保管施設の概要を変更したこと。）
 平成23年10月11日 変更届出書受理（木くずの破碎施設を追加したこと。）
 平成24年10月23日 事業範囲の変更許可（事業の範囲に廃プラスチック類の中間処理（移動式破碎施設による破碎処理）を追加したこと。）
 平成25年 3月18日 変更届出書受理（木くずの破碎施設を追加したこと。）
 平成25年 6月 4日 変更届出書受理（がれき類の破碎施設を追加したこと。）
 平成25年 7月24日 更新許可
 平成26年 9月26日 変更届出書受理（木くずの保管施設の概要を変更したこと。）
 平成26年12月 1日 変更届出書受理（木くずの破碎施設を廃止及び追加したこと。）
 平成28年 4月20日 事業範囲の変更許可（事業の範囲にガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（これらのうちガラスくず及び陶磁器くずに限る。）の中間処理（破碎処理）を追加したこと。）
 平成30年 7月24日 更新許可
 令和 2年11月 4日 変更届出書受理（がれき類等の保管施設の概要を変更したこと。）
 令和 3年 6月 3日 変更届出書受理（木くずの破碎施設を廃止及び追加したこと。）
 令和 3年11月29日 事業範囲の変更許可（がれき類について、「アスファルト廃材、コンクリート廃材、瓦及びレンガの破片に限る。」とする限定を解除したこと。）
 令和 5年 3月10日 変更届出書受理
 (1) がれき類の破碎施設を1施設廃止したこと。
 (2) 保管施設の概要を変更したこと。
 令和 5年 7月24日 更新許可
 令和 6年10月17日 変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）
 令和 8年 6月23日 事業範囲の変更許可（事業の範囲に金属くずの中間処理（破碎処理）を追加したこと。）

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有

以下余白



別表（保管施設の概要）

1 破砕施設Ⅰに関するもの

所在地：岩手県久慈市枝成沢第18地割127番1

保管場所		廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備 考
処分のための保管	保管場所 1	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうちガラスくず及び陶磁器くずに限る。）	1.80	7.73	6.95	6.95	屋内保管 （鉄筋コンクリート造一部鉄骨造建屋）
	保管場所 2		1.80	7.81	7.02	7.02	
	保管場所 3		1.80	7.81	7.02	7.02	
	保管場所 4		1.80	7.81	7.02	7.02	
	保管場所 5		1.80	7.81	7.02	7.02	
	保管場所 6		1.80	7.81	6.95	6.95	
処分後の保管	コンテナ 1	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうちガラスくず及び陶磁器くずに限る。）	1.48	8.13	8.07	8.07	屋内保管 （鉄筋コンクリート造一部鉄骨造建屋内コンテナ保管）
	コンテナ 2		1.48	8.13	8.07	8.07	
	ボックス 1		1.05	2.37	2.00	2.00	屋内保管 （鉄筋コンクリート造一部鉄骨造建屋内ボックス保管）
	ボックス 2		1.05	2.37	2.00	2.00	

（以下、裏面記載）

2 破砕施設Ⅱ・Ⅵに関するもの

所在地：岩手県久慈市枝成沢第18地割127番1

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備 考
処分のための保管	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(これらのうちコンクリートくずに限る。)、がれき類(コンクリート廃材に限る。)	6.5	1,118	2,901.1	4,293.6	保管場所① 屋外保管
	がれき類(アスファルト廃材に限る。)	6.5	676	1,464.7	2,167.8	保管場所② 屋外保管
	がれき類	2.5	200	208.4	308.4	保管場所③ 屋外保管
処分後の保管	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(これらのうちコンクリートくずに限る。)、がれき類(コンクリート廃材に限る。)	4	425	657.4	—	処理後保管 場所① 屋外保管
	がれき類(アスファルト廃材に限る。)	2.5	260	283.4	—	処理後保管 場所② 屋外保管
	がれき類	1.5	48	27	—	処理後保管 場所③ 屋外保管
	金属くず	2.25	112.5	96.2	—	破砕施設Ⅶ の処分後の 保管施設と 兼ねる 屋外保管

以下余白

(以下、4枚目記載)



3 破砕施設Ⅲ・Ⅳ・Ⅴに関するもの

所在地：岩手県久慈市枝成沢第18地割127番1

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備 考
処分のための保管	木くず①	3.5	191.92	306.33	77.00	建屋内保管 (自然木)
	木くず②	3.5	191.92	306.33	77.00	建屋内保管 (自然木)
	木くず③	3.5	191.92	306.33	77.00	建屋内保管 (自然木)
	木くず④	1.5	90.00	58.50	32.17	屋外保管 (解体材)
処分後の保管	木くず①	3.5	191.92	306.33	77.00	建屋内保管 (自然木)
	木くず②	4.3	71.00	188.08	103.44	建屋内保管 (解体材)

4 破砕施設Ⅶに関するもの

所在地：岩手県久慈市枝成沢第18地割127番1

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備 考
処分のための保管	金属くず	1.25	60.0	32.3	36.5	屋外保管
処分後の保管	金属くず	2.25	112.5	96.2	—	破砕施設Ⅱ、Ⅵの処分後の保管設備と兼ねる屋外保管

以下余白